

大阪・関西万博における SDGs ブースの設営・デザイン等業務委託 仕様書

1 業務名称

大阪・関西万博における SDGs ブースの設営・デザイン等業務委託

2 業務目的

大阪府・市は、2020 年に内閣府より「SDGs 未来都市」に選定され、同時に 2019 年に G20 大阪サミットにおいて共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の推進プロジェクトが「自治体 SDGs モデル事業」として選定されるなど、一人ひとりが SDGs を意識し自律的に行動する「SDGs 先進都市」の実現に向け、府市で連携しながら取組を推進している。

大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」が SDGs の達成された社会をめざすものであることを踏まえ、大阪・関西万博（秋の大阪ウィーク）において、ブース出展を行い、大阪における SDGs の取組を国内外に発信し、SDGs 先進都市の実現に向けて取り組むこととしている。

そのため、当該ブースの設営・デザイン等においては、万博会場に来場される方々に向け、魅力ある展示内容及び効果的な集客につながることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和 7 年 10 月 15 日（水）まで

4 履行場所

ギャラリーウエスト 屋外展示スペース（約 300 ㎡）（大阪・関西万博会場（別紙 1））

（屋外展示スペースのうち、大阪府使用予定部分を除く。大阪府使用予定部分は別紙 2 のとおり）

5 ブース出展日

令和 7 年 9 月 15 日（月）（設営、撤去を含む）

※設営・撤去の詳細は、以下「6（4）」のとおり」

6 業務内容

（1）企画及び構成

- ・公募型プロポーザルでの企画提案内容を基に本市と協議を行い、ブースの設営・デザイン及び展示物の効果的な PR に向けた実施手法を決定する。
- ・業務目的や本市が提示する下記コンセプト等を踏まえ、ブース制作全体の基本方針や演出の考え方を整理すること。

[基本コンセプト]

SDGs のゴール 6 及び 14 に関連する『大阪のきれいな海と安全な水』という視点で、本市における水環境（上下水道処理技術、海洋プラスチックごみ対策など）への取組（※「11 参考資料」参照）をパネルや映像等で国内外の来場者に PR するとともに、子どもたちが体験を通じて大阪市の水に関する技術に触れてもらう機会を提供する。

（2）ブースの構成（ゾーニング）

- ①本市が提示するデータ（別表 1 のとおり）を活用した SDGs に関する展示・PR ゾーン
- ②本市が提供する体験キット（別表 1 のとおり）を活用した学び・体験ゾーン
- ③来場者が休憩できる憩い・休憩ゾーン

- ※1 上記①～③ごとにゾーンを区分することは求めない。(効果的にレイアウトをデザインすること)
- ※2 上記①・②の展示・PR、学び・体験については、本市が提供する別表1のデータ及びツールを活用するものとする。

(3) 展示パネル及びPR動画

①展示・PRゾーンでは、本市提供データ(別表1)を印刷パネル(A1又はB1サイズ程度)又はデジタルパネル(併用も可)により効果的に掲示し、本市提供PR動画については、来場者に分かりやすくモニター等(55インチ相当以上)の設置を行うこととする。なお、パネルやPR動画については、より効果的なPRとなるよう、発注者と協議の上、本市提供データを編集・加工すること。

また、本市提供データに加え、「11 参考資料」等を基に独自提案も可とする。

(本市の取組としてPRするにあたり、各施策との整合を図る必要があることから、関係先への相談・確認などを踏まえ、実効性ある提案とすること。関係先は、別表1に記載のとおり。)

なお、当該独自提案により作成された成果物にかかる著作権については、業務委託契約書(P.14 著作権に関する特約条項)の規定によるものとする。

②国内外の来場者への対応のため、パネルについては、英語訳版を作成することし、動画については、英語字幕を作成し、画面下段に表示させることとする。(多言語対応について、より効果的な方法があれば代替提案も可とする。)

(4) 設営・撤去

①大阪府・市のブース出展は、午前10時～午後5時を予定しており、搬入・設営については、令和7年9月15日(月)午前0時以降、午前9時までに行うこと。搬出については、撤収・原状回復を含め、令和7年9月16日(火)午前0時までの間に行うこと。

なお、設営・撤去の時間等については屋内展示室の主催者・事業者と十分に調整を図ること。

(詳細は、本市及び催事管理センターと調整の上、決定する。)

②車両からの貨物の取降し及び積込みに際し、フォークリフトなどの荷役機械を必要とする場合は、当該業務について博覧会協会が指定する「場内貨物取扱指定事業者」に委託すること。

③設営・撤去等、全ての作業において、危険防止等の安全策を講じること。事故等が発生した場合は、受注者の責任において処理するとともに、速やかに発注者に報告すること。また、開催中に問題が起きた場合に迅速に対応できる体制を整えること。

④AD証発行をはじめとした各種手続に際して、本人確認書類等の提出を求めることがある。各種手続については、本市の求めに対し速やかに対応すること。

⑤学び・体験ゾーンにおいて使用する本市の備品・物品一式については、市内指定場所(最大3か所)と万博会場との往復運搬が必要となる。集荷日については出展日の前日まで、返送日については出展日の翌日以降の日程で発注者と協議の上、決定すること。

⑥本市より提供する別表1に記載の物品(体験キット等)については、「4 履行場所」内に保管場所を設けること。

⑦会場内でのごみ処理(有料)を希望する場合は、ごみ置き場の設置場所や分別・収集方法など、本市及び催事管理センター(万博会場において、催事施設の管理運営を行う組織)等と事前に協議の上、対応すること。

(5) 会場設備について

①仕上詳細

【床】

- ・材質：保水性インターロッキングブロック
- ・耐荷重：500kg/ m²
- ※アンカー等の打設は不可

【壁】

- ・材質：杉板 t12
- ※ピン打ち可能

【大屋根】

- ・材質：ポリカーボネート+ベジコンルーパー/木ルーパー
- ・高さ：GL+6345～9095
- ※陽射しは 50% 以上透過する見通し

②電源（別紙2）：5回路 7.0KVA（すべて平行コンセント 100V 仕様 / 1回路 2口 最大 1.4KVA / アースあり / 仮設分電盤の利用は不可。）

③散水栓（別紙2）：2箇所（飲料用としての使用不可）

④駐車スペース（別紙3）

- ・駐車スペース入口の門扉幅 6m
- ・駐車スペース区画（トラック）3.5m×13m、（乗用車）2.5m×5m

(6) その他

- ①当該ブース出展区画の両サイドに位置する屋内展示室の出入り口からの、来場者動線を妨げないような空間利用を踏まえたデザインとすること。
- ②バス車両などを準備し、本市関係者（10名程度）の控えスペース（休憩や更衣が可能となるもの）を設けること。なお、控えスペースの一画は仕切りを設けるなどして更衣スペースを設けること。（更衣スペースは2名分程度）また、バス車両はエアコンが使用可能であること。
- ③開催時期が9月中旬であることや屋外スペースでの実施であることを考慮し、暑さ対策や風雨・安全対策を講じること。（暑さ対策の例：大型扇風機やドライミストなど）（風雨対策の例：トラスを用いた展示物の固定や部分的なタープの設置など）。なお、設置にあたっては、風の影響を考慮し、十分な強度を持った素材と設置方法を採用すること。
- ④来場による効果を測定するため、当該区画に来場した人数をカウントすること。
- ⑤本業務の実施にあたっては、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下、「協会」とする。）が発出する催事施設概要や調達コード等の各種マニュアル及び関係法令等を遵守すること。（各種マニュアルの遵守にあたっては、本市より報告を求めることがある。）
- ⑥来場者向けノベルティ（無料配布の参加記念グッズ）を製作すること（300個程度）。ノベルティの内容については、SDGsの趣旨に沿ったものとする。

7 納品物・成果物

(1) 業務完了報告書 2部（A4サイズ）

業務完了報告書は、本業務の実施の詳細が分かる書類及び写真等（来場者数の集計結果を含む）により作成し、本市に令和7年10月15日（水）までに提出すること。

(2) (1) の電子データ

電子データの形式は本市と協議の上決定することとし、必ずウィルスチェックを行うこと。

8 その他留意事項

- ・本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、必要に応じて協議して定めるものとする。
- ・本委託業務の企画提案及び実施にあたって必要となる経費は全て、受注者の負担とする。
- ・本業務で想定される事故や災害に備えて、保険に加入すること。
- ・受注者は、委託業務の遂行上知り得た情報は、受託業務遂行の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- ・個人情報の取扱いについては、本市個人情報保護条例を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、既存の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。
- ・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者からその使用の差し止め、又は損害賠償を求められた場合、受注者は本市に生じた損害を賠償しなければならない。

9 災害時等の対応

ブース出展日において、大阪市内に「暴風警報」もしくは大雨等の「特別警報」が発表される可能性がある場合、交通機関の計画運休が発表された場合、地震その他災害が発生した場合には、速やかに発注者と協議を行い、発注者の指示のもと必要に応じて中止等の措置を行うこと。なお、中止に伴う費用の負担は、業務委託契約書に基づくものとする。

10 再委託の禁止

- (1) 受注者は、業務等の全部を一括して、または業務委託契約書（成果物型）第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」を再委託することはできない。

（主たる部分）

業務委託における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、前記 (1) 及び (2) に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書（成果物型）第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

11 参考資料

- ・「大阪市におけるSDGsの推進」
[大阪市：大阪市におけるSDGsの推進](#)
- ・大阪市環境局：「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」推進事業
[大阪市：「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」推進事業](#)
[大阪市：SDGs・「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」動画](#)

- 大阪市水道局：水道局 P R 動画
 - [大阪市水道局：水道局PR動画（日本語字幕版）](#)
 - [大阪市水道局：水道局PR動画（英語字幕版）](#)
- 建設局：
 - （道頓堀川・東横堀川の水質改善）
 - [大阪市：水質保全対策](#)
 - [大阪市：大阪市中浜下水処理場水処理施設～膜分離活性汚泥法（MBR）と高速ろ過施設～](#)
 - （下水処理水のまちへの還元（有効利用））
 - [大阪市：アメニティ対策（都市環境対策）](#)